

平成 21 年 8 月吉日

各位

ジャパンホームシールド株式会社

## 「高品質住宅保証システム（建物瑕疵保証）」の保証書発行について

前略

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」(以下「住宅瑕疵担保履行法」)に基づき、平成 21 年 10 月 1 日以降に住宅を引渡す場合、売主等は瑕疵担保責任履行のための資力確保(保険加入または供託)が義務付けされます。また、弊社「高品質住宅保証システム(建物瑕疵保証)」は、平成 20 年 10 月末にて新規受付けを終了しております。

住宅瑕疵担保履行法の施行日が近づいておりますので、下記の対応についてご確認下さい。

記

「高品質住宅保証システム（建物瑕疵保証）」の申込み物件で、平成 21 年 10 月 1 日以降に引渡しをされる物件については、住宅瑕疵担保履行法に基づく住宅瑕疵担保責任保険に切り替えていただきますようお願い致します。

「高品質住宅保証システム（建物瑕疵保証）」は、住宅瑕疵担保履行法に基づく住宅瑕疵担保責任保険とは異なります。

平成 21 年 10 月 1 日以降の引渡し物件について、住宅瑕疵担保履行法に基づかない「高品質住宅保証システム（建物瑕疵保証）」の「保証書」の発行を致しかねます。

「高品質住宅保証システム（建物瑕疵保証）」の申込み物件で、平成 21 年 9 月 30 日以前の引渡し済の物件につきましては、速やかに保証書発行の手続きをしていただきますようお願い致します。

住宅瑕疵担保責任保険法人による事後的検査による保険加入について  
既に着工後または完成後の状態で建物の売れ残り等によって引渡し時期が 10 月 1 日以降となる物件については、国土交通省より「住宅瑕疵担保責任保険」加入について、次の特例措置が発表されております。詳細につきましては、住宅瑕疵担保責任保険法人へお問合せ下さい。

### **事後的検査による保険加入について**

現場検査があるため、保険の申込みは施行前に行うことが必要であった。今回、着工後又は完成後であっても保険加入が可能な新たな保険商品を発売する。本年度内の申込物件を対象。非破壊検査等通常と異なる検査を行うことから、検査手数料を含む保険料は通常の保険より高額となる。

国土交通省 住宅瑕疵担保履行法の円滑な施行に向けた取り組みについて（平成 21 年 7 月 1 日）

上記の手続きに際して、「高品質住宅保証システム（建物瑕疵保証）」に申込みされている物件につきましては、弊社は地盤調査資料及び建物検査資料の再発行（有償）等、ご協力させていただきますので、よろしくお願い致します。

以上